

# 利益相反取引等の管理に関する方針

(目的)

## 第1条

本方針は、現代海上日本支社(以下、当社といいます)が行う取引において、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反等の管理に関する体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

(定義)

## 第2条

本方針が対象とする利益相反のおそれのある取引は、当社が行う取引のうち、お客様の利益が不当に損なわれるおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます)とします。

(「対象取引」の種類)

## 第3条

「対象取引」を次の通り類型化し、個々の取引内容や取引条件などを踏まえ、お客様の利益が不当に損なわれるおそれがあると判断される場合に管理対象とします。

1. お客様の利益と当社の利益が相反するおそれのある取引
2. お客様の利益と当社の他のお客様の利益が相反するおそれのある取引
3. 当社が保有するお客様の非公開情報を、お客様の同意を得ずに利用する取引(本邦における個人情報保護法または当社に適用される素保他の法令等の規程に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます)
4. 保険募集の業務以外に、自動車の修理業等、当社から支払われる保険金を原資として対価を得る業務を行う当社の代理店と、お客様の利益が相反する取引
5. 上記1から4までに掲げるもののほか、お客様の保護および当社の信頼維持の観点等から特に管理を必要とする取引

(「対象取引」の管理方法)

## 第4条

当社は、「対象取引」についての内容や性質などに応じ、以下の方法によりお客様の利益が不当に損なわれることのないよう管理します。

1. 当該取引を行う部門と、当該取引に係るお客様とその他の取引を行う部門を分離する方法
2. 当該取引または当該取引に係るお客様とその他の取引の条件または方法を変更する方法
3. 当該取引に伴い、当該取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客様に適切に開示する方法
4. 当該取引等に伴い、当社が保有するお客様に関する情報を利用することについて、当該お客様の同意を得る方法
5. 当該取引等または当該取引に係るお客様とその他の取引を中止する方法

また、保険募集の業務以外に自動車の修理業等を行う兼業特定保険募集人を当社の代理店とする取引については、以下の措置を講じます。

- ① 保険金の支払いに関する業務を担当する部門は、保険募集に関し兼業特定保険募集人と取引を行う営業部門から分離独立し、構成かつ適正な保険金支払い業務の運営を図ります。
- ② 兼業特定保険募集人が、「特定大規模乗合代理店」(注)に該当する場合は、①に加え、自動車の修理業務等において、当該兼業特定保険募集人が講ずべき措置への監視体制を整備し、監視において適切性に疑義があった場合は、保険金支払い手続きを通常よりも厳格に行うなどの運営を確保します。

(注)本方針において「特定大規模乗合代理店」とは、2以上の所属保険会社のある代理店で、以下のいずれかを満たす大規模な代理店をいいます。

損害保険のみの場合は手数料等が20億円以上、生命保険の取り扱いがある場合は、損保手数料等が20億円以上または、損保手数料等が10億円以上かつ生保損保合算20億円以上の代理店。

以 上